

議第35号

京都市林産物需要拡大センター条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市林産物需要拡大センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市林産物需要拡大センター条例の一部を改正する条例
京都市林産物需要拡大センター条例の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

京都市地域特産物需要拡大センター条例

第1条中「本市」の右に「の京北区域（旧京北町の区域の編入の日前の同町の区域をいう。）及びその周辺の山間地域（以下「北部山間地域」という。）」を加え、「林産物（以下「地域林産物」という。）」を「農林産物その他地域特産物」に、「拡大する」を「拡大し、北部山間地域の活性化に資する」に、「京都市林産物需要拡大センター」を「京都市地域特産物需要拡大センター」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「京都市林産物需要拡大センター」を「京都市地域特産物需要拡大センター」に改め、同条第1号及び第2号中「地域林産物」を「農林産物その他地域特産物」に改め、同条第3号及び第4号中「林業」を「農林業」に改める。

第4条中「午前10時」を「午前9時」に改め、「。ただし、7月1日から8月31日までは、午前10時30分から午後6時30分まで」を削り、「同月4日」を「同月3日」に、「12月28日」を「12月29日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 産業・消費生活関連施設の項中「林産物需要拡大センター」を
「地域特産物需要拡大センター」に改める。

提案理由

京都市林産物需要拡大センターの名称、開所時間、休所日等を変更する必要があるので提案する。